

(別冊)

販売数量報告書等作成補助ツール 機能説明書

本説明書はツールの機能を記載しています。

あらかじめ全店舗分の報告項目を Microsoft Excel で準備し一括でツールに取り込む方法の場合は、本説明書記載の入力方法とは異なりますので、「販売数量報告書等作成補助ツール 利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」を参照してください。

目次

1.	ダウンロード	1
2.	ツールの起動	1
3.	メイン画面	3
4.	基本項目	4
4.1.	基本項目入力	4
4.1.1.	基本項目	4
4.1.2.	画面遷移ボタン	6
5.	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書	7
5.1.	スクロールバー	7
5.2.	タブ切替・項目入力	8
5.3.	販売場追加・販売場削除	9
5.3.1.	販売場追加	9
5.3.2.	販売場削除	10
5.4.	店舗の表示順の変更	11
5.5.	絞込・解除	12
5.6.	選択入力・カレンダー入力	13
5.7.	所轄税務署の入力	14
5.8.	酒類販売管理者に代わる責任者の指名基準	15
5.9.	画面遷移ボタン	16
6.	酒類の販売数量等報告書	17
6.1.	店舗切替・項目入力	17
6.2.	絞込・解除	18
6.3.	入力データと合計値のチェック	18
6.4.	画面遷移ボタン	18
7.	報告書イメージ	19
7.1.	確認店舗の選択	19
7.1.1.	チェックボックスで選択	19
7.1.2.	絞込・解除	19
7.2.	酒類の販売数量等報告書イメージ	20
7.2.1.	店舗切替	21
7.2.2.	印刷	21
7.2.3.	画面を閉じる	22
7.3.	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書イメージ	23
7.3.1.	店舗単位での表示	23
7.3.2.	面単位での表示	26
7.3.3.	印刷	27
7.3.4.	画面を閉じる	27
7.4.	画面遷移ボタン	27
8.	e-Tax 送信用利用者ファイル作成	28
8.1.	提出年月日を入力	28
8.2.	ファイル作成店舗の選択	29
8.3.	出力ファイルの指定	29
8.3.1.	両報告書	29
8.3.2.	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書	30
8.3.3.	酒類の販売数量等報告書	30
8.4.	画面遷移ボタン	31
9.	e-Tax ソフトへの取込・送信	31
10.	補助機能	31
10.1.	初期化	32
10.2.	全データ出力	32
11.	一括入力データ	32

1. ダウンロード

販売数量報告書作成補助ツール（以下「ツール」）をダウンロードし、任意の場所に保存してください。



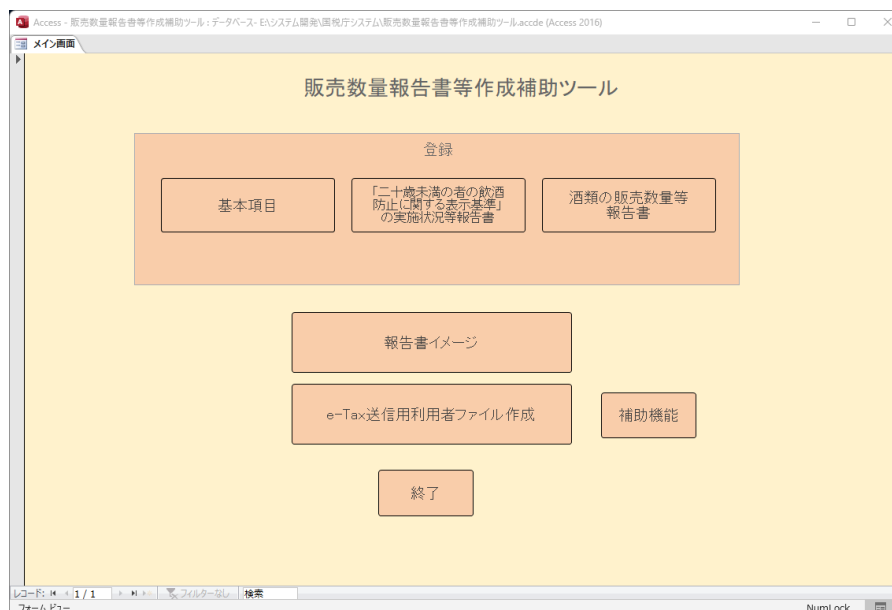
2. ツールの起動

ツールは Microsoft Access（2016）で作成されています。
Access ファイルをクリックするとツールが起動します。

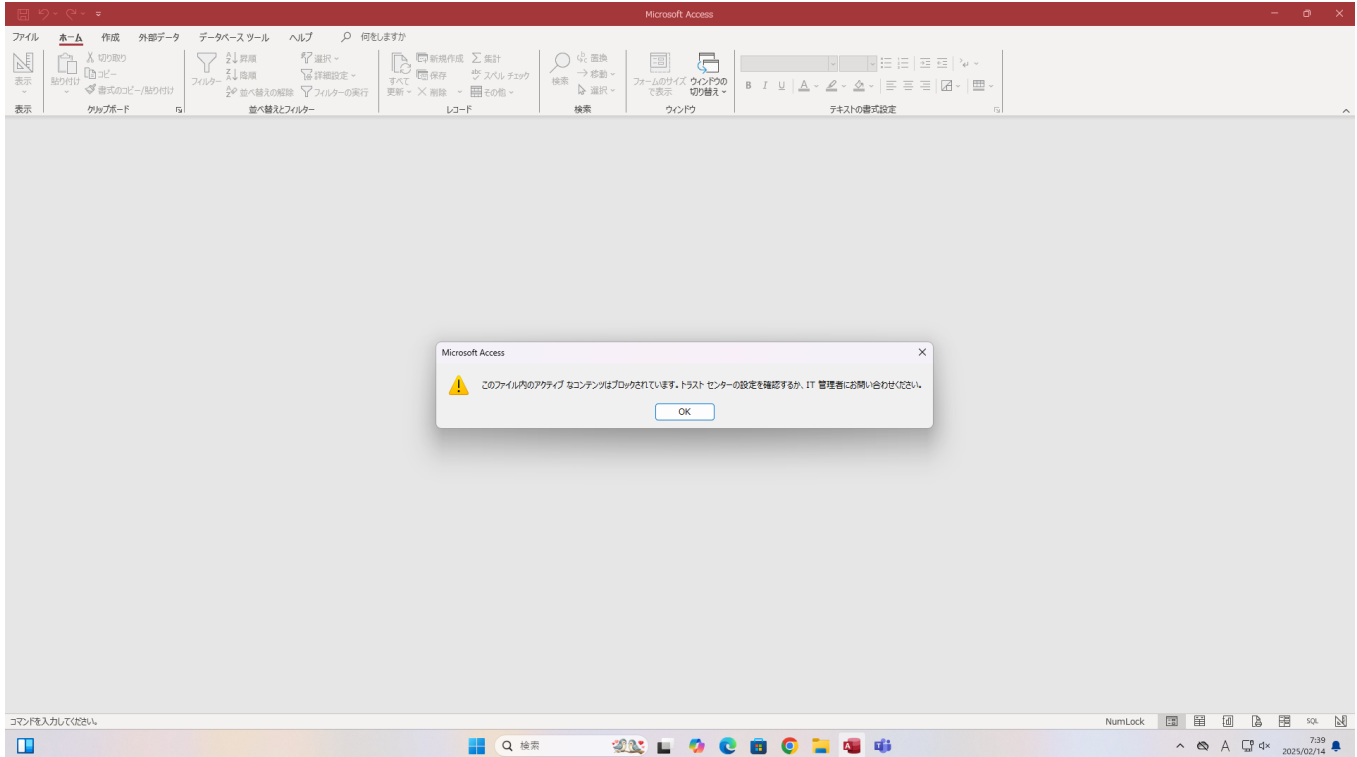


ダブルクリックして起動

ツールのメイン画面が表示されます。

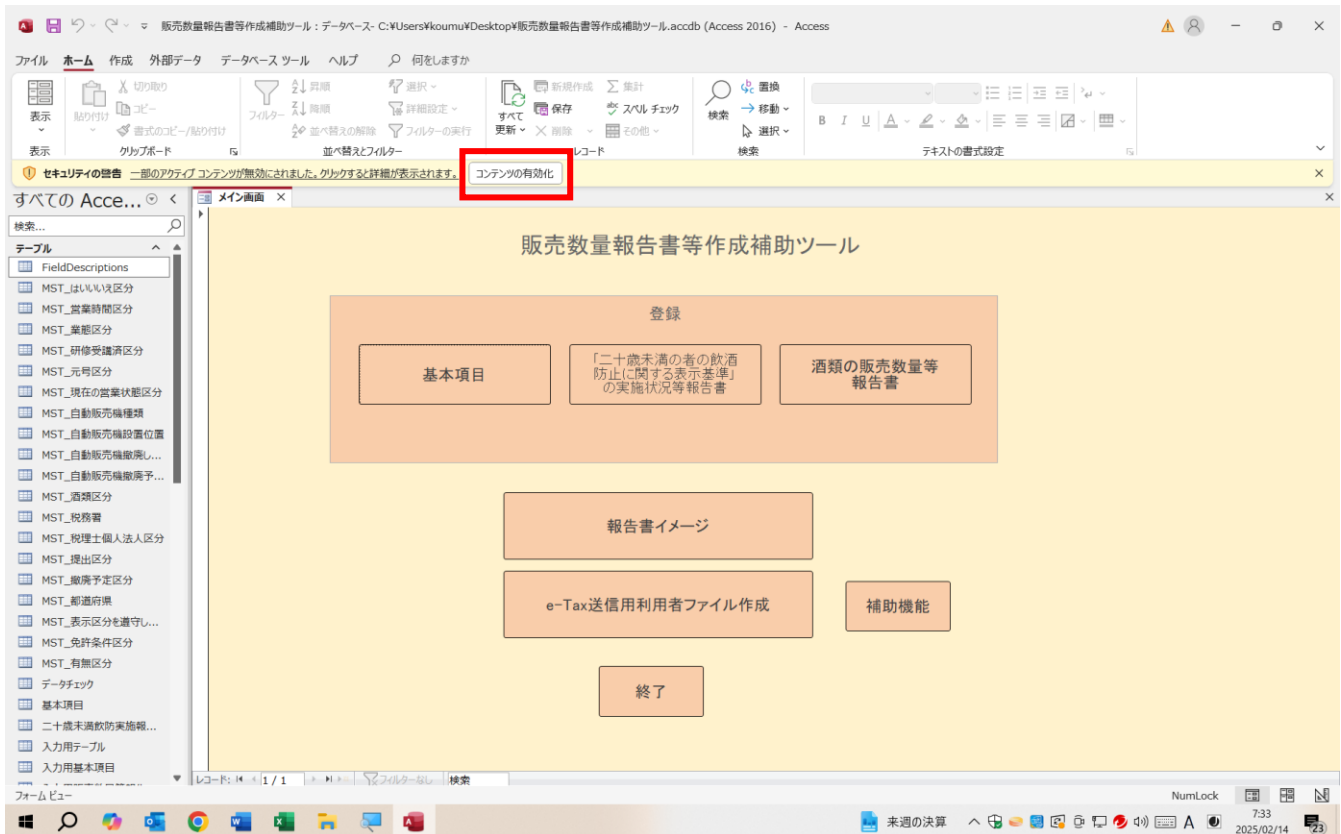


セキュリティエラーが表示される場合

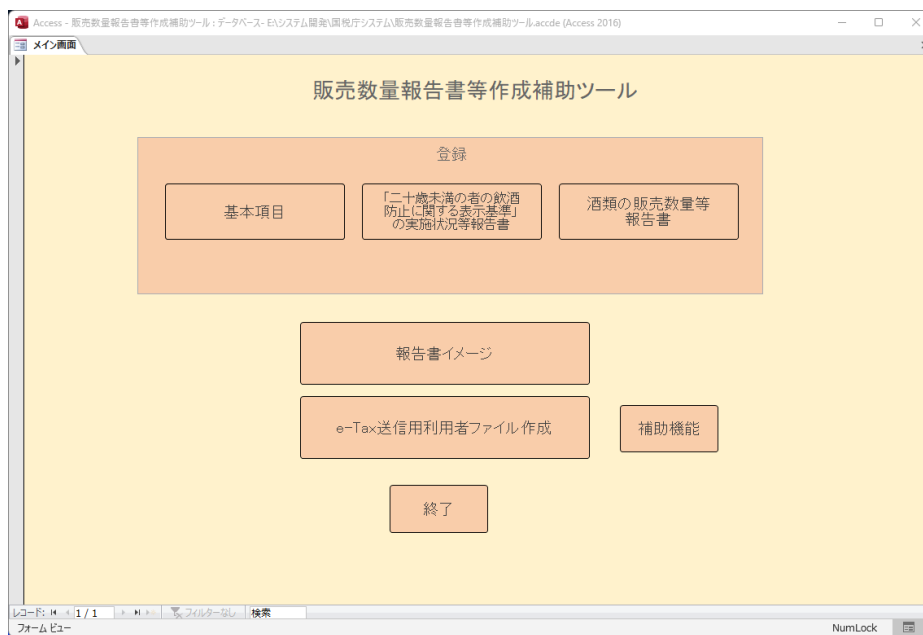


「OK」ボタンを押して次に進んでください。

次の画面で画面左上の「コンテンツの有効化」ボタンをクリックします。



3. メイン画面



メイン画面には以下のメニューボタンがあります。

1. 基本項目
2. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
3. 酒類の販売数量等報告書
4. 報告書イメージ
5. e-Tax 送信用利用者ファイル作成
6. 補助機能
7. 終了

ボタンをクリックすると、各画面に遷移します。

4. 基本項目

基本項目登録画面

基本項目

ここでは、販売場単位ではなく、事業全体の情報を入力してください。

報告対象年度	西暦	2024	年度
--------	----	------	----

データ取込

e-Tax利用者識別番号	11111111111111111111	16桁(必須)
法人番号 <small>※個人番号の入力は不要です</small>	00000000000000	13桁
郵便番号	000-0000	
住所又は本店所在地	東京都千代田区	必須
氏名又は名称	千代田 酒店	必須
氏名又は名称 (全角カナ)	カブシキガイシャ チヨダシュテン	
電話番号	00-0000-0000	
代表者住所	東京都千代田区	(法人の場合必須)
代表者氏名	千代田 霞	(法人の場合必須)
代表者氏名 (全角カナ)	チヨダ カスミ	

《経営に関する情報》

	従業員数	1,000	人
損益項目	総売上高	1,000,000,000	円
	内酒類小売分	1,000,000,000	円
	売上総利益	300,000,000	円
	内酒類小売分	300,000,000	円
	営業利益	80,000,000	円
	内酒類小売分	80,000,000	円
	税引前純利益	50,000,000	円
	酒類に係る受取りペー	1,000,000	円

販売場情報等登録へ進む

メイン画面に戻る

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。
 2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみを記入してください。

① 本店所在地(所得税又は法人税の納税地)に所在する酒類小売販売場
 ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
 ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
 ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は、令和6年分、法人の方は、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に終了した事業年度について、損益項目を入力してください(千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください)。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を入力してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が60%に満たない場合は、入力不要です。

《経営に関する情報》は、一番上に登録する販売場の『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書にのみ反映されます。

レコード: 1 / 1 | フォルダ名 | 検索

4.1. 基本項目入力

4.1.1. 基本項目

基本項目は、事業所全体の情報を入力します。

《項目の説明》

名称	入力内容等
報告対象年度	報告対象年度 (例) 令和6年4月～令和7年3月分の場合は、西暦「2024」年度
e-Tax 利用者識別番号	【必須】 法人税等の申告書送信の際に使用している e-Tax の利用者識別番号

法人番号 (個人番号の入力は不要です)	事業者の情報 【必須】 住所又は本店所在地、氏名又は名称 【法人の場合必須】 代表者住所、代表者氏名
郵便番号	
住所又は本店所在地	
氏名又は名称	
氏名又は名称(全角カナ)	
電話番号	
代表者住所	
代表者氏名	
代表者氏名(全角カナ)	

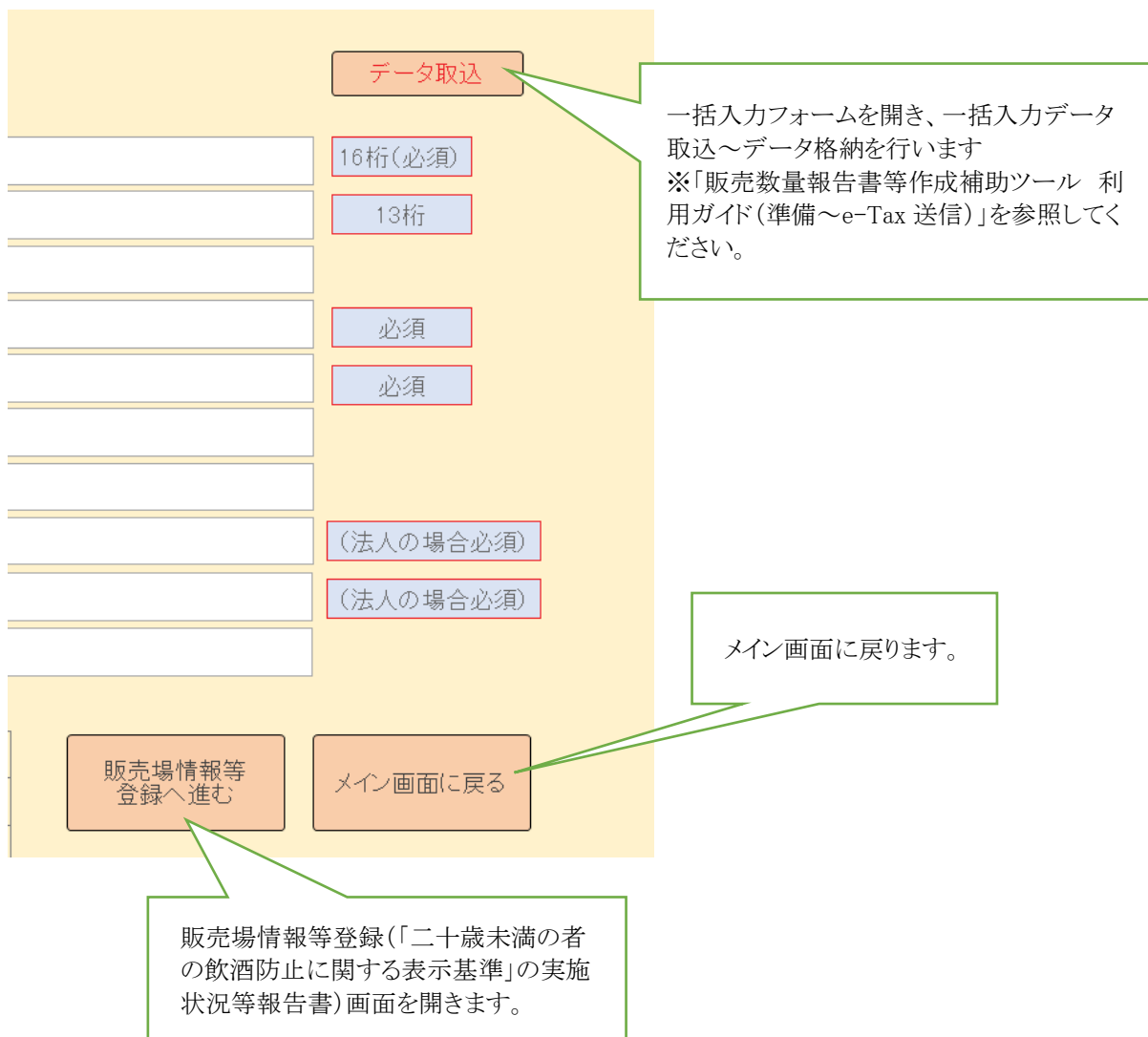
経営に関する情報を入力します。

名称	入力内容等
従業員数	販売場ごとではなく、全ての従業員数（パート含む）
総売上高	個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額 個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計 法人：損益計算書の売上高
内酒類小売分	「総売上高」の内、酒類を販売した金額
売上総利益	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑦差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑩差引金額 法人：損益計算書の売上総利益
内酒類小売分	「売上総利益」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益
営業利益	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑳差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑲専従者控除前の所得金額 法人：損益計算書の営業利益
税引前純利益	「営業利益」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益
酒類に係る受取りバート	酒類に係る受取りバート

※従業員数を除く各項目は、1,000円未満は000と自動処理されます。1,000円以下の値が499以下は切り捨て、500以上は切り上げられます。

4.1.2. 画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると「基本項目」入力画面から他の画面に遷移します。



5. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の入力画面です。

入力項目は1行（レコード）に対し1店舗分のデータを入力します。

「酒類の販売数量等報告書」を入力するためには、ここで店舗を入力しておく必要があります。

《項目の説明》

名称	入力内容等
店舗記号	【必須】 報告書名称の一部となるため、店舗（販売場）を識別できる任意の値
免許場番号	税務署の担当者等から伝達されている場合は入力（不明の場合は入力不要）
販売場名称	販売場の情報
郵便番号	
販売場所在地	
電話番号	【必須】 販売場名称、販売場所在地
都道府県	【必須】 販売場の都道府県及び所轄税務署
所轄税務署	
101以降の各項目	『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』に対応

5.1. スクロールバー

項目が画面に表示しきれない場合、スクロールバーで上下左右に移動します。他の画面も同様です。

5.2. タブ切替・項目入力

タブで切り替えながら、各項目を入力します。

「二十歳未満者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

販売場追加 販売場削除 販売

前へ 次へ

販売場 販売場～113 114～121 122～128 代わる責任者 自動販売機1 自動販売機2 自動販売機3 自動販売機4 指名基準の説明

店舗記号	免許場番号	販売場名称	郵便番号	販売場所在地	電話番号	都道府県	所轄税務署	101 店舗全体の面積	102 酒類売場の面積	
1本店	11111111	千代田酒店 本店	100-8978	東京都千代田区	03-0000-0000	東京都	麹町	1234.56	1234.56	小売業（卸小ま）
2札幌	11111112	千代田酒店 札幌店	001-0031	北海道札幌市	011-000-0000	北海道	札幌北	500	500	小売業（卸小ま）
3旭川	11111113	千代田酒店 旭川店	078-8504	北海道旭川市	0166-00-0000	北海道	旭川中	60	60	小売業（卸小ま）
4仙台	11111114	千代田酒店 仙台店	980-8402	宮城県仙台市	022-000-0000	宮城県	仙台北	3000	2000	小売業（卸小ま）
5秋田	11111115	千代田酒店 秋田店	010-8622	秋田県秋田市	018-000-0000	秋田県	秋台南	5000	3000	小売業（卸小ま）
6浦和	11111116	千代田酒店 浦和店	980-8402	埼玉県さいたま市	048-000-0000	埼玉県	浦和	300	300	小売業（卸小ま）
7長野	11111117	千代田酒店 長野店	330-9590	長野県長野市	026-000-0000	長野県	長野	20000	20000	小売業（卸小ま）
8池袋	11111118	千代田酒店 池袋店	380-8612	東京都豊島区	03-0000-0000	東京都	豊島	540	540	小売業（卸小ま）

絞込 解除 データ取込 メイン画面に戻る

「前へ」ボタン、「次へ」ボタンをクリックすることで、タブを切り替えられます。タブを直接クリックすることでも、切り替えることができます。

「販売場」タブから「販売場～113」タブに切り替わりました。他のタブも同様です。

「二十歳未満者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

販売場追加 販売場削除 販売

前へ 次へ

販売場 販売場～113 114～121 122～128 代わる責任者 自動販売機1 自動販売機2 自動販売機3 自動販売機4 指名基準の説明

店舗記号	105	106_現在販売を行っていない理由		107_陳列場所設置		109_区分等表示		110_通信販売
	酒類卸小売販売場の業態等の区分	区分	年月	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。「いいえ」を選択した方は、次の(1)及び(2)の入力は不要です。	108_陳列場所の表示 (1) 酒類の陳列場所に表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	2 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、「明確に区分するための表示（「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示）を行っている。	2 酒類の通信販売（インターネットを含む） (注)1 この表示基準でいう「通信販売」業免許を付与されて行うものに限らず、件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」を選択した方は、次の	
1本店	1：一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)			はい	はい	いいえ		はい
2札幌	2：コンビニエンスストア			はい	はい	いいえ		いいえ
3旭川	3：スーパーマーケット			はい	はい	はい		はい
4仙台	4：百貨店			はい	はい	はい		はい

絞込 解除 データ取込 メイン画面に戻る

5.3. 販売場追加・販売場削除

5.3.1. 販売場追加

「販売場追加」ボタンをクリックすると、新規レコードが追加されます。

「販売場追加」ボタン

18	高松	11111128	千代田酒店 高松店	760-0018	香川県高松市	087-000-0000	香川			
19	高知	11111129	千代田酒店 高知店	780-0061	高知県高知市	088-000-0000	高知			
20	博多	11111130	千代田酒店 博多店	812-8706	福岡県福岡市	092-000-0000	福岡県	博多	1200	800小売業（卸小売業）
21	長崎	11111131	千代田酒店 長崎店	850-8678	長崎県長崎市	095-000-0000	長崎県	長崎	1300	850小売業（卸小売業）
22	熊本	11111132	千代田酒店 熊本店	860-8624	熊本県熊本市	096-000-0000	熊本県	熊本西	1400	900小売業（卸小売業）
23	鹿児島	11111133	千代田酒店 鹿児島店	890-8691	鹿児島県鹿児島市	099-000-0000	鹿児島県	鹿児島	1500	950小売業（卸小売業）
24	那覇	11111134	千代田酒店 那覇店	904-2193	沖縄県那覇市	098-000-0000	沖縄県	那覇	1600	1000小売業（卸小売業）
25	千代田酒造	11111135	千代田酒造小売販売場	906-8601	沖縄県宮古島市	0980-00-0000	沖縄県	宮古島	1700	1050小売業（卸小売業）
26	Z公園（臨）	11111136	Z公園桜まつり臨時販売場	351-0192	埼玉県和光市	090-0000-0000	埼玉県	朝霞	50	50期限付小売業

店舗記号を入力

絞込 解除 データ取込 メイン画面に戻る

一番下に行が追加されますので各項目を入力してください。

5.3.2. 販売場削除

削除する販売場を選択して「販売場削除」ボタンをクリックします。

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

販売場追加 販売場削除 販売数

前へ 次へ

16	広島	11111126	千代田酒店 広島店	733-8555	広島県広島市	082-000-0000	広島県	広島東				
17	山口	11111127	千代田酒店 山口店	753-8509	山口県山口市	083-00						
18	高松	11111128	千代田酒店 高松店	760-0018	香川県高松市	087-00						
19	高知	11111129	千代田酒店 高知店	780-0061	高知県高知市	088-00						
20	博多	11111130	千代田酒店 博多店	812-8706	福岡県福岡市	092-00						
21	長崎	11111131	千代田酒店 長崎店	850-8678	長崎県長崎市	095-000-0000	長崎県	長崎	1300	850	小売業 (卸小売業)	
22	熊本	11111132	千代田酒店 熊本店	860-8624	熊本県熊本市	096-000-0000	熊本県	熊本西	1400	900	小売業 (卸小売業)	
23	鹿児島	11111133	千代田酒店 鹿児島店	890-8691	鹿児島県鹿児島市	099-000-0000	鹿児島県	鹿児島	1500	950	小売業 (卸小売業)	
24	那覇	11111134	千代田酒店 那覇店	904-2193	沖縄県那覇市	098-000-0000	沖縄県	那覇	1600	1000	小売業 (卸小売業)	
25	千代田酒造	11111135	千代田酒造小売販売場	906-8601	沖縄県宮古島市	0980-00-0000	沖縄県	宮古島	1700	1050	小売業 (卸小売業)	
▶	26Z公園(臨)	11111136	Z公園桜まつり臨時販売場	351-0192	埼玉県和光市	090-0000-0000	埼玉県	朝霞	50	50	期限付小売業	

レコード数 26 / 26

絞込 解除 データ取込 メイン画面に戻る

①削除する販売場を選択します。ここでは「26Z公園(臨)」を選択しています。

②「販売場削除」ボタンをクリックします。

販売場削除

?

選択している店舗記号: 26Z公園(臨) を削除してよいですか?

はい(Y) いいえ(N)

「選択している店舗記号 : 26Z公園(臨) を削除してよいですか?」と確認メッセージが表示されます。
 (注) 削除すると「6. 酒類の販売数量等報告書」の入力データも削除されます。

削除する場合は「はい」を選択します。

22	熊本	11111132	千代田酒店 熊本店	860-8624	熊本県熊本市	096-000-0000	熊本県	熊本西	1400	900	小売業 (卸小売業)	
23	鹿児島	11111133	千代田酒店 鹿児島店	890-8691	鹿児島県鹿児島市	099-000-0000	鹿児島県	鹿児島	1500	950	小売業 (卸小売業)	
24	那覇	11111134	千代田酒店 那覇店	904-2193	沖縄県那覇市	098-000-0000	沖縄県	那覇	1600	1000	小売業 (卸小売業)	
▶	25千代田酒造	11111135	千代田酒造小売販売場	906-8601	沖縄県宮古島市	0980-00-0000	沖縄県	宮古島	1700	1050	小売業 (卸小売業)	

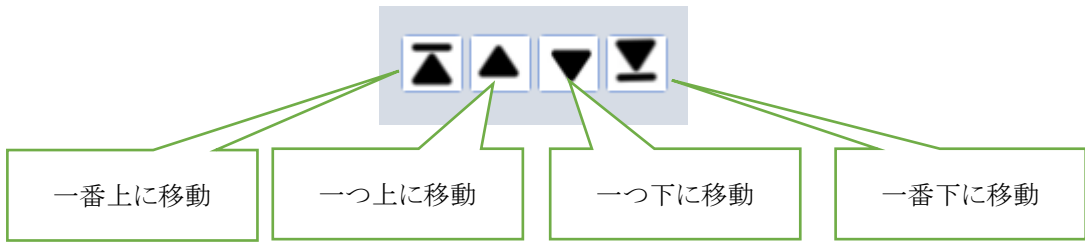
削除されました。

5.4. 店舗の表示順の変更

入力済の店舗レコード（行）を上下に移動できます。
 移動したい店舗を選択して、画面下の▲▼印のボタンをクリックします。

例えば、「5 秋田」を選択して、一番上に移動します。

店舗記号	免許場番号	販売場名称	郵便番号	販売場所在地	電話番号	都道府県	所轄税務署	101	102	区分
								店舗全体の面積	酒類売場の面積	
1本店	11111111	千代田酒店 本店	100-8978	東京都千代田区	03-0000-0000	東京都	麴町	1234.56	1234.56	小売業（卸小売業）
2札幌	11111112	千代田酒店 札幌店	001-0031	北海道札幌市	011-000-0000	北海道	札幌北	500	500	小売業（卸小売業）
3旭川	11111113	千代田酒店 旭川店	078-8504	北海道旭川市	0166-00-0000	北海道	旭川中	60	60	小売業（卸小売業）
4仙台	11111114	千代田酒店 仙台店	980-8402	宮城県仙台市	022-000-0000	宮城県	仙台北	3000	2000	小売業（卸小売業）
5秋田	11111115	千代田酒店 秋田店	010-8622	秋田県秋田市	018-000-0000	秋田県	秋田南	5000	3000	小売業（卸小売業）
6浦和	11111116	千代田酒店 浦和店	980-8402	埼玉県さいたま市	048-000-0000	埼玉県	浦和	300	300	小売業（卸小売業）
7長野	11111117	千代田酒店 長野店	330-9590	長野県長野市	026-000-0000	長野県	長野	20000	20000	小売業（卸小売業）
8池袋	11111118	千代田酒店 池袋店	380-8612	東京都豊島区	03-0000-0000	東京都	豊島	540	540	小売業（卸小売業）
9甲府	11111119	千代田酒店 甲府店	171-8521	山梨県甲府市	055-000-0000	山梨県	甲府	100	100	小売業（卸小売業）
10金沢	11111120	千代田酒店 金沢店	400-8584	石川県金沢市	076-000-0000	石川県	金沢	20	20	小売業（卸小売業）



二十歳未満飲酒防実施報告登録メイン

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

販売場追加 販売場削除 販売数

前へ 次へ

店舗記号	免許場番号	販売場名称	郵便番号	販売場所在地	電話番号	都道府県	所轄税務署	101	102	区分
5秋田	11111115	千代田酒店 秋田店	010-8622	秋田県秋田市	018-000-0000	秋田県	秋田南	5000	3000	小売業（卸小売業）
1本店	11111111	千代田酒店 本店	100-8978	東京都千代田区	03-0000-0000	東京都	麴町	1234.56	1234.56	小売業（卸小売業）
2札幌	11111112	千代田酒店 札幌店	001-0031	北海道札幌市	011-000-0000	北海道	札幌北	500	500	小売業（卸小売業）
3旭川	11111113	千代田酒店 旭川店	078-8504	北海道旭川市	0166-00-0000	北海道	旭川中	60	60	小売業（卸小売業）
4仙台	11111114	千代田酒店 仙台店	980-8402	宮城県仙台市	022-000-0000	宮城県	仙台北	3000	2000	小売業（卸小売業）
6浦和	11111116	千代田酒店 浦和店	980-8402	埼玉県さいたま市	048-000-0000	埼玉県	浦和	300	300	小売業（卸小売業）
7長野	11111117	千代田酒店 長野店	330-9590	長野県長野市	026-000-0000	長野県	長野	20000	20000	小売業（卸小売業）
8池袋	11111118	千代田酒店 池袋店	380-8612	東京都豊島区	03-0000-0000	東京都	豊島	540	540	小売業（卸小売業）
9甲府	11111119	千代田酒店 甲府店	171-8521	山梨県甲府市	055-000-0000	山梨県	甲府	100	100	小売業（卸小売業）
10金沢	11111120	千代田酒店 金沢店	400-8584	石川県金沢市	076-000-0000	石川県	金沢	20	20	小売業（卸小売業）

Microsoft Access 一番上に移動しました。 OK

レコード: 1 / 1

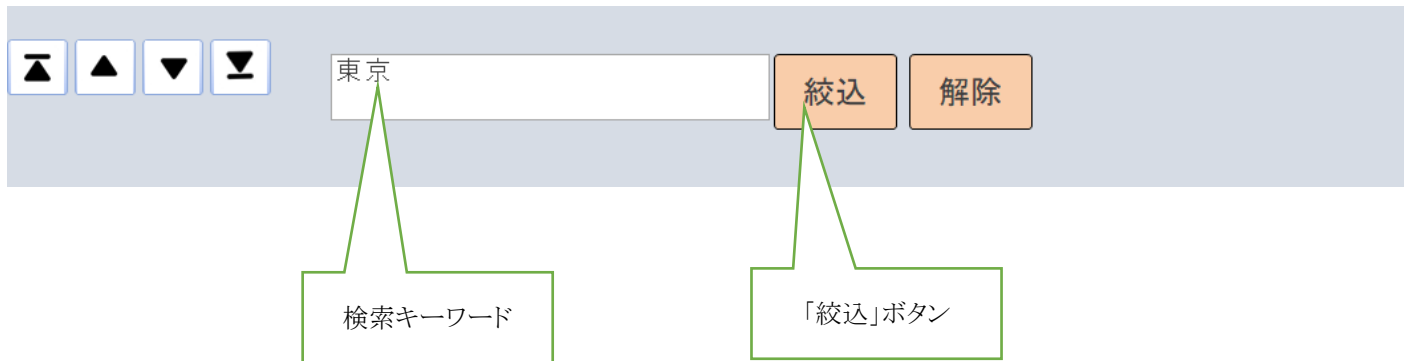
一番上に移動しました。

（注）基本項目の《経営に関する情報》は、この一番上に登録している店舗の『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』に対して反映されます。

5.5. 絞込・解除

店舗が多い場合、絞込を行うことで目的の店舗が探しやすくなります。
 テキストボックスに検索キーワードを入力して「絞込」ボタンをクリックします。

例えば、「東京」と入力して「絞込」ボタンをクリックします。
 店舗記号、販売場名称、販売場所在地のデータで、「東京」という文字列があるものを対象に絞り込みます。



「解除」ボタンをクリックすると元に戻ります。

5.6. 選択入力・カレンダー入力

入力欄の右側にプルダウン記号がある場合は、選択入力となります。

103_免許条件		
場	区分	期 免記 (
500	小売業 (卸小売兼業を 含ま)	▼
600	製造	
60	小売業 (卸小売兼業を含ま 期限付小売業	
550	今ま)	
100	小売業 (卸小売兼業を 今ま)	▼
500	小売業 (卸小売兼業を 今ま)	▼

リストから選択します。

103_免許条件		
区分	期限付 免許期間 (自)	期限付 免許期間 (至)
小売業を	▼	📅
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		
小売兼		

2025年 1月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

今日(I)

日付入力欄は、カレンダーアイコンがあります。アイコンをクリックするとカレンダーが表示されます。

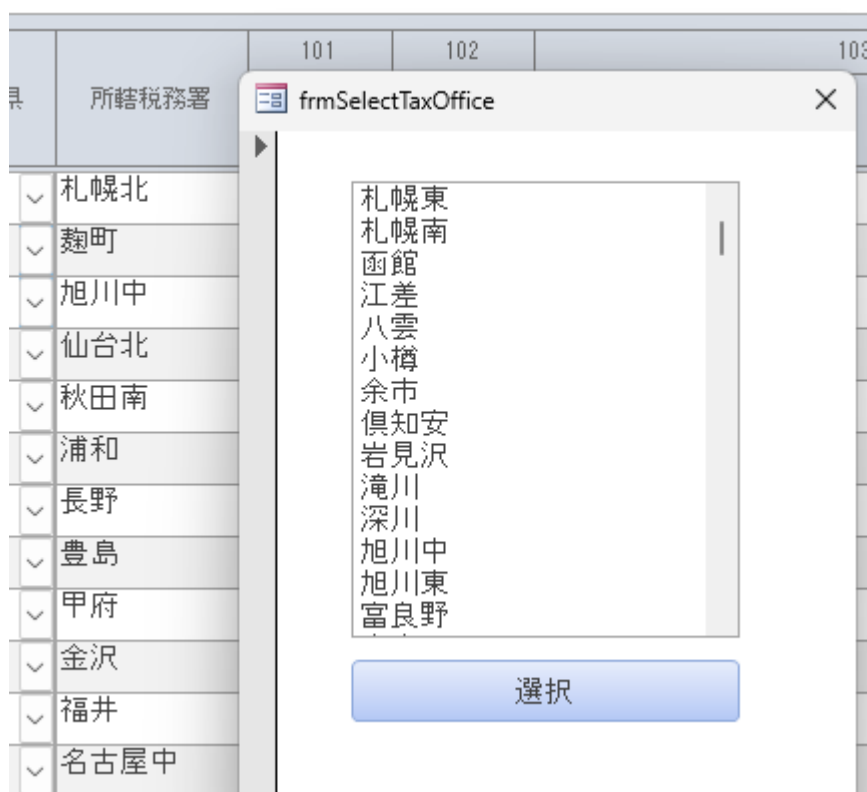
日付を選択して入力します。

5.7. 所轄税務署の入力

都道府県を最初に選び、所轄税務署の入力欄に移ると、税務署選択ウインドウが表示されます。

	都道府県	所轄税務署	店舗
0	北海道	札幌北	
0	東京都	麹町	
0	北海道	旭川中	
0	宮城県	仙台北	
0	秋田県	秋田南	
0	埼玉県	浦和	

例えば都道府県欄で「北海道」を選択すると次のようなリストが表示されますので、ここから税務署を選択します。



5.8. 酒類販売管理者に代わる責任者の指名基準

基準の「説明」をクリックすると、指名の基準（1～7）が表示されます。

販売場 販売場～113 114～121 122～128 代わる責任者 自動販売機1 自動販売機2 自動販売機3 自動販売機4 指名基準の説明																											
店舗記号	責任者			責任者1				責任者2				責任者3				責任者4				責任者5				責任者6			
	総数	氏名	年齢	基準	氏名	年齢	基準	氏名	年齢	基準	氏名	年齢	基準	氏名	年齢	基準	氏名	年齢	基準	氏名	年齢						
▶ 1本店				説明																							
2札幌																											
3旭川																											
4仙台																											
5秋田																											
6浦和																											
7長野																											
8池袋																											

「説明」ボタン

(注) 「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

- 1：夜間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)
- 2：酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2～3時間以上)不在となる場合がある場合
- 3：酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)
- 4：同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)
- 5：同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
- 6：複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合)
- 7：その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

閉じる

入力画面に戻ります。

5.9. 画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書入力画面から他の画面に遷移します。

酒類の販売数量等報告書入力画面を開きます。

二十歳未満飲酒実施報告登録メイン

「表示基準」の実施状況等報告書

販売場追加 販売場削除 販売数量等報告書へ進む

前へ 次へ

自動販売機1 自動販売機2 自動販売機3 自動販売機4 指名基準の説明

郵便番号	販売場所在地	電話番号	都道府県	所轄税務署	101	102	103_免許条件				
					店舗全体の面積	酒類売場の面積	区分	期限付免許期間(自)	期限付免許期間(至)	区分	
100-8978	東京都千代田区	03-0000-0000	東京都	麹町	1234.56	1234.56	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間
001-0031	北海道札幌市	011-000-0000	北海道	札幌北	500	500	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間以外
078-8504	北海道旭川市	0166-00-0000	北海道	旭川中	60	60	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間以外
980-8402	宮城県仙台市	022-000-0000	宮城県	仙台北	3000	2000	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間
010-8622	秋田県秋田市	018-000-0000	秋田県	秋田南	5000	3000	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間
980-8402	埼玉県さいたま市	048-000-0000	埼玉県	浦和	300	300	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間
330-9590	長野県長野市	026-000-0000	長野県	長野	20000	20000	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間以外
380-8612	東京都豊島区	03-0000-0000	東京都	豊島	540	540	小売業(卸小売兼業を含む)				24時間以外

絞込 解除 データ取込 メイン画面に戻る

レコード: 1 / 1

一括入力フォームを開き、一括入力データ取込～データ格納を行います。

メイン画面に戻ります。

6. 酒類の販売数量等報告書

酒類の販売数量等を入力します。
0以上の整数で入力します。
空欄は「0」と認識されます。

Access - 販売数量報告書作成補助ツール : データベース - E:\システム開発\国税庁システム\販売数量報告書作成補助ツール.accdb (Access 2016)

販売数量等報告入力フォーム

酒類の販売数量等報告書

データ取込 二十歳未満飲酒防止実施報告書へ戻る メイン画面に戻る

店舗記号	区分	卸売販売数量 (免許者に対する販売で、輸出数量を含まない。)		小売販売数量 (輸出数量を含まない。) (単位:ℓ)	8月末在庫数量 (輸出用酒類の数量を含む。) (単位:ℓ)
		対卸売業者 (単位:ℓ)	対小売業者 (単位:ℓ)		
千代田酒店 札幌 北海道札幌市 札幌北 2札幌 前 次	①清酒	300	200	150	50
	②合成清酒	400	200	150	60
	③連続式蒸留焼酎	250	100	120	50
	④単式蒸留焼酎	450	150	100	50
	⑤みりん	40	30	20	5
	⑥ビール	4,000	2,500	1,000	500
	⑦果実酒	400	150	100	50
	⑧甘味果実酒	400	150	100	51
	⑨ウイスキー	1,000	800	100	50
	⑩ブランデー	800	500	100	70
	⑪原料用アルコール	500	100	300	50
	⑫発泡酒	3,000	1,500	1,000	100
	⑬その他の醸造酒	10	10	10	10
	⑭スピリッツ	10	10	10	10
	⑮リキュール	100	100	100	100
	⑯雑酒	3,000	1,500	200	200
	合計 (①~⑯)	14,660	8,000	3,560	1,406
	粉末酒 (グラム)				

《項目の説明》

各項目は、「[酒類の販売数量等報告書](#)」に対応しています。

6.1. 店舗切替・項目入力

5. 『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』の入力画面で入力した店舗順に店舗切り替えを行い、数量を入力します。

千代田酒店 本店

東京都千代田区

麴町

1本店

前

次

前の店舗を表示します。
先頭行の時にクリックすると最終行を表示します。

次の店舗を表示します。
最終行の時にクリックすると先頭行を表示します。

6.2. 絞込・解除

5.5と同様です。

6.3. 入力データと合計値のチェック

合計（①～⑯）が①清酒～⑯雑酒までの合計値（自動計算）と異なる場合、メッセージが表示されます。

⑧日味米美酒	90
⑨ウイスキー	106
⑩ブランデー	118
①原料用アルコール	229
⑫発泡酒	340
⑬その他の醸造酒	451
⑭スピリッツ	562
⑮リキュール	673
⑯雑酒	900
合計（①～⑯）	3,715
粉末酒（グラム）	8

正しくは3831です

6.4. 画面遷移ボタン

画面遷移ボタンをクリックすると「酒類の販売数量等報告書」入力画面から他の画面に遷移します。

販売数量等報告入力フォーム

酒類の販売数量等報告書

データ取込

二十歳未満飲酒
防止実施報告書へ戻る

メイン画面に戻る

店舗記号	区分	卸売販売数量 (対卸売業者に対する販売で、輸出数量を含まない。)		小売販売数量 (輸出数量を含まない。) (単位:ℓ)	在庫数量 (輸出数量を含む。) (単位:ℓ)
		対卸売業者 (単位:ℓ)	対小売業者 (単位:ℓ)		

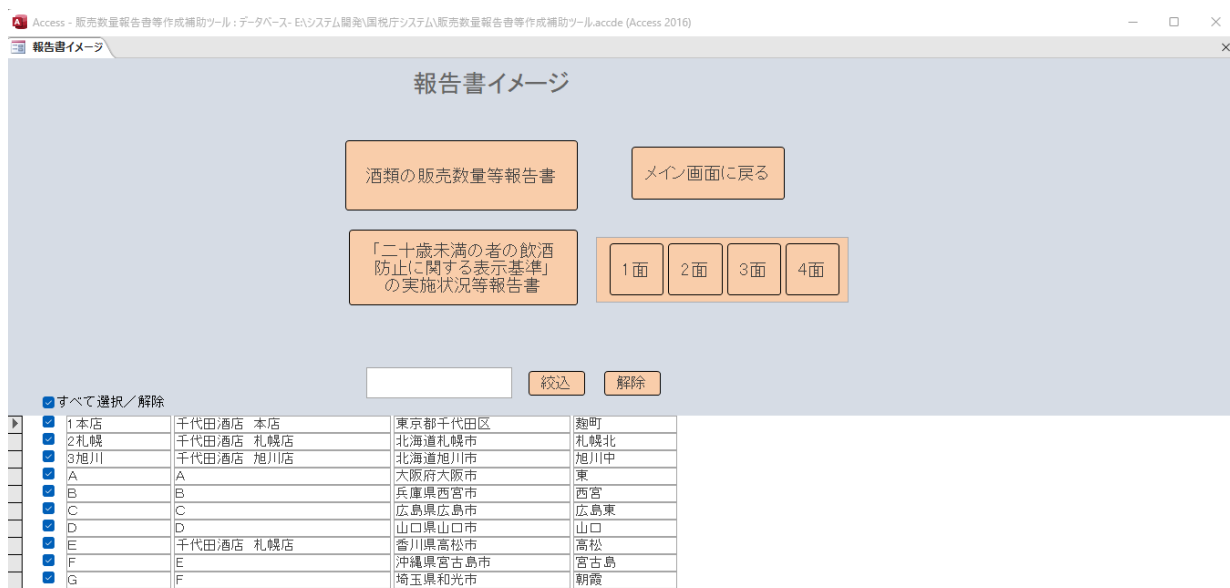
一括入力フォームを開き、一括入力データ取込～データ格納を行います。

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況報告書に遷移します。

メイン画面に戻ります。

7. 報告書イメージ

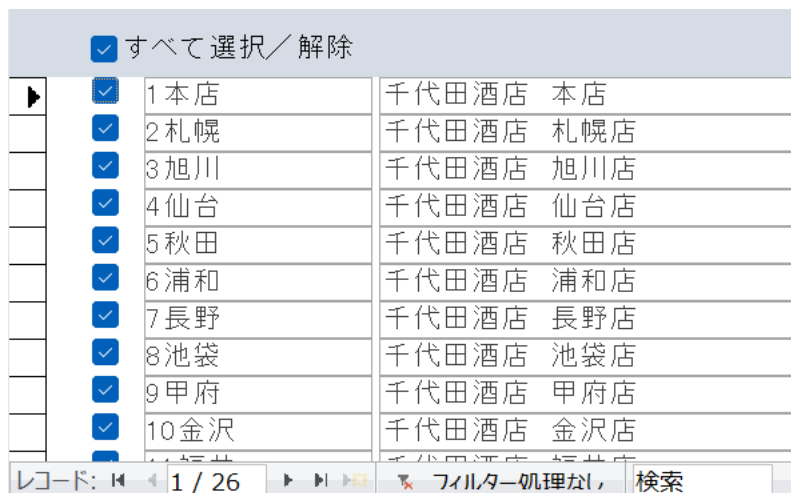
入力した店舗の報告書イメージを確認できます。



7.1. 確認店舗の選択

7.1.1. チェックボックスで選択

確認したい店舗をチェックします。



「すべて選択/解除」も指定することができます。

7.1.2. 絞込・解除

5.5と同様です。

7.2. 酒類の販売数量等報告書イメージ

「酒類の販売数量等報告書ボタン」をクリックすると、報告書イメージを確認することができます。



酒類の販売数量等報告書 (イメージ)

001-5604

酒類の販売数量等報告書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

		酒類免許 管理番号		11111111
令和7年2月11日	(住所) 〒111-1111 東京都千代田区			
報告者	(フリガナ) 区名又は名称及び代表者氏名			
	チヨダ カスミ 千代田酒店 カブシキガイシャ チヨダシュテン 千代田 直			
税務署長 職				(電話)
販売場の所在地及び名称	〒100-8978 東京都千代田区 千代田酒店 本店	03-0000-0000		
酒税法第4条第4項の規定により下記のとおり報告します。				
区分	卸売販売数量 (免許有に対する販売で、輸出数量を含まない)		小売販売数量 (輸出数量を含まない)	3月末在庫数量 (輸出用酒類の数量を含む)
	対卸売業者(単位)	対小売業者(単位)	(単位)	(単位)
① 清酒	11	11	11	11
② 合成清酒	22	12	22	12
③ 連続式蒸留焼酎	33	13	33	13
④ 単式蒸留焼酎	44	14	44	14
⑤ みりん	55	15	55	15
⑥ ビール	66	16	66	16
⑦ 果実酒	77	17	77	17
⑧ 甘味果実酒	88	18	88	18
⑨ ウイスキー	99	19	99	19
⑩ ブランデー	111	20	111	20
⑪ 原料用アルコール	222	21	222	21
⑫ 発泡酒	333	22	333	22
⑬ その他の醸造酒	444	23	444	23
⑭ スピリッツ	555	24	555	24
⑮ リキュール	666	25	666	25
⑯ 雑酒	777	26	777	26
合 (①～⑯計)	3,603	296	3,603	296
粉末酒(グラム)	1	1	1	1

注 意 ① (酒類免許の業種区分)	1 : 一般酒販店(酒量、酒類専門店等)
----------------------	----------------------

7.2.1. 店舗切替

合 計 (①~⑯計)	3,635	328	3,635	328
粉末酒(グラム)	3	3	3	3

適 要 ① (酒類販売場の業態区分)	3 : スーパーマーケット
-----------------------	---------------

画面左下のページの切替機能
で、店舗を切り替えます。

7.2.2. 印刷

14	44	14
15	55	15
16		
17		
18		
19		
20	111	20
21	222	21
22	333	22
23	444	23
24	555	24
25	666	25
26	777	26
296	3,603	296
1	1	1

右クリックするとメニューが表示されますので、印刷メニューから印刷してください。

(注) あくまで報告書のイメージですので実際の e-Tax 帳票とは異なります。

印刷して保存する場合は、e-Tax ソフトにおいて印刷することを推奨します。

7.2.3. 画面を閉じる

CC1-5604

酒類の販売数量等報告書

(令和06年4月1日～令和07年3月31日)

酒類免許場
整理番号 11111111

令和7年2月17日	報告者	(住所) 〒 000-0000 東京都千代田区
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) チヨダ カスミ 榎千代田酒店 カブシキガイシャ チヨダシュテン 千代田 霞
麴町 税務署長 殿		
販売場の所在地及び名称	〒 100-8978 東京都千代田区 千代田酒店 本店	(電話) 03-0000-0000

酒税法第47条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

区分	卸売販売数量 (免許者に対する販売で、輸出数量を含まない。)		小売販売数量 (輸出数量を含まない。)	3月末在庫数量 (輸出用酒類の数量を含む。)
	対卸売業者(単位:ℓ)	対小売業者(単位:ℓ)	(単位:ℓ)	(単位:ℓ)
① 清酒	11	11	11	11

報告書イメージ画面に戻ります。

報告書イメージ

酒類の販売数量等報告書

メイン画面に戻る

「二十歳未満の者の飲酒
防止に関する表示基準」
の実施状況等報告書

1面

2面

3面

4面

絞込

解除

すべて選択／解除

<input checked="" type="checkbox"/> 1 本店	千代田酒店 本店	東京都千代田区	麴町
<input checked="" type="checkbox"/> 2 札幌	千代田酒店 札幌店	北海道札幌市	札幌北
<input checked="" type="checkbox"/> 3 旭川	千代田酒店 旭川店	北海道旭川市	旭川中
<input checked="" type="checkbox"/> A	A	大阪府大阪市	東
<input checked="" type="checkbox"/> B	B	兵庫県西宮市	西宮
<input checked="" type="checkbox"/> C	C	広島県広島市	広島東

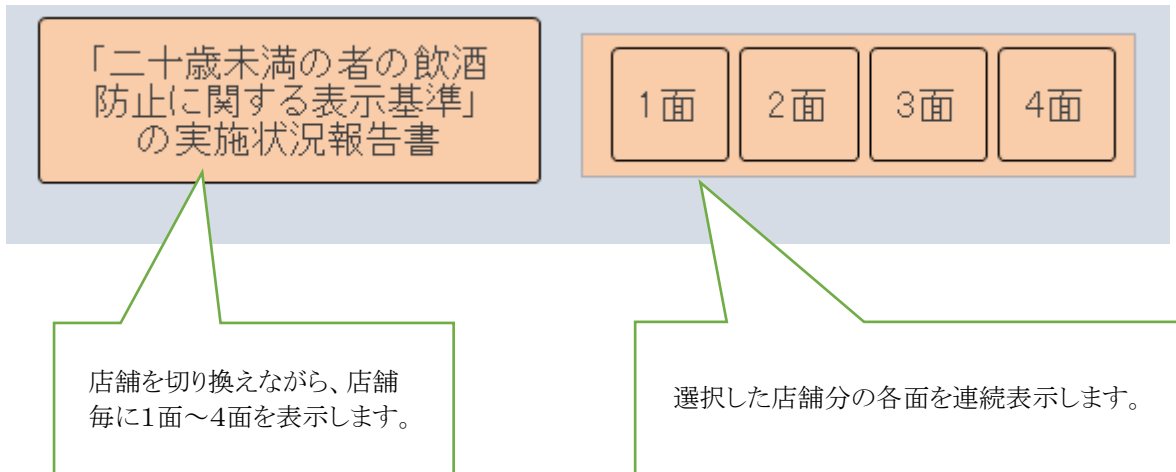
レコード: 1 / 10 フィルター処理なし 検索

フォームビュー CapsLock NumLock

7.3. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書イメージ

『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書のイメージ確認には2つの方法があります。

店舗毎に1面～4面を確認していく方法と、選択した店舗分の各面を連続表示させる方法です。



7.3.1. 店舗単位での表示

1面、2面、3面、4面をタブで選択して表示します。
確認したい面をクリックしてください。

1面 2面 3面 4面 レポート二十歳未満

↑ 左上のタブで報告書を確認してください。

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」
の実施状況報告書

店舗記号	1本店
販売場名称	千代田酒店 本店
販売場所在地	東京都千代田区
所轄税務署	麹町

前へ 次へ

戻る

前の店舗を表示します。

次の店舗を表示します。

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（イメージ）

1 面

001-3007 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

店舗記号: 1本店

〒番号: 01101 電話番号: 11111111

令和7年2月10日 税務 税務部長 殿

(住所) 〒000-0000 東京都千代田区 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

101 (店舗全体の面積) 〇〇.〇〇 ㎡

102 (酒類売場の面積) 〇〇.〇〇 ㎡

103 (免許条件) 小売業(即小売業を含む) 〇〇時間(〇時〇〇分)～〇〇時〇〇分 (定休日: なし)

106 (酒類小売売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等)

107 (酒類の陳列場所を設けて販売している) 〇〇 〇〇

108 (酒類の陳列場所に表示基準に即して酒類の売場である旨及び酒類以外の陳列場所であることを明示している) 〇〇 〇〇

109 (酒類の陳列場所が客等により他の商品の陳列場所と明確に分けられていない場合は、明瞭に区分するための表示(陳列されている商品が酒類である旨及び酒類以外の商品の陳列である旨を併せて表示している)の表示を行っている) 〇〇 〇〇

110 (酒類の酒類販売用インターネットを備えている) 〇〇 〇〇

111 (酒類の酒類販売用インターネットを備えているが、かつ、単独で酒類の販売を行っている) 〇〇 〇〇

112 (酒類の酒類販売用インターネットを備えているが、かつ、酒類以外の商品の陳列を行っている) 〇〇 〇〇

113 (酒類の個人申込み業務を一年前記載期間を設けている) 〇〇 〇〇

114 (酒類の自動販売機を設置している) 〇〇 〇〇

1面

3 面

20歳未満の者の飲酒防止の確保のための取組状況 ※任意入力項目ですが、入力していただくようお願いいたします。

1 20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。 〇〇 〇〇

2 20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。 〇〇 〇〇

3 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「酒類の販売は禁止されている旨の表示又は飲酒防止の啓発に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒防止のための取組を行っている。 〇〇 〇〇

4 自動販売機等が設置されている場合に「飲酒防止をしない旨」の表示を行っている。 〇〇 〇〇

5 リターンラベル(ビールびんや清酒の一月びんなどの繰り返し使用されるびん)を使った酒類を販売している。 〇〇 〇〇

6 リターンラベルの回収を行っている。 〇〇 〇〇

7 消費者が販売場に寄せた場合の取扱マニュアルを定めておき、これに基づき消費者からのリサイクルに関する問い合わせに対応している。 〇〇 〇〇

8 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターンラベルの回収を行っている旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

9 酒類の販売を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。 〇〇 〇〇

10 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

11 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

12 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

13 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

14 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

15 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

16 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

17 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

18 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

19 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

20 酒類の自動販売機を設置している旨の表示を行っている。 〇〇 〇〇

3面

2 面

<酒類販売管理者に関する事項>

1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 〇〇 〇〇

2 酒類販売管理研修選任届を提出している。 〇〇 〇〇

3 販売場の概要(酒類販売管理の氏名や酒類販売管理の受任届等)を記載した届出を提出している。 〇〇 〇〇

4 酒類販売管理者は、酒類小売業に即し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(飲酒防止の確保に関する法律等)に即して必要な酒類販売管理の確保のための措置(酒類の陳列場所に対する従業員等に対する指導等)を講じている。 〇〇 〇〇

5 酒類販売管理者は、酒類の陳列場所に従事する従業員等に即し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(飲酒防止の確保に関する法律等)に即して必要な酒類販売管理の確保のための措置(酒類の陳列場所に対する従業員等に対する指導等)を講じている。 〇〇 〇〇

<経営に関する情報>

1 従業員数(201) 1,000 人

2 従業員数(202) 1,000,000 円

3 内酒類小売場売上(201) 1,000,000 円

4 売上総利益(204) 300,000 円

5 内酒類小売場売上(205) 300,000 円

6 営業利益(206) 80,000 円

7 内酒類小売場売上(207) 80,000 円

8 粗利益総額(208) 80,000 円

9 酒類に係る粗利益(209) 1,000 円

2面

4 面

<自動販売機の設置状況等>

1 酒類の自動販売機の設置年月 令和6年6月 平成22年1月 令和7年1月 平成12年1月 2

2 酒類の自動販売機の種別 飲食型 飲食型以外 飲食型 飲食型 3

3 酒類の自動販売機の設置内数 店内 店外 店内 店内 4

4 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 5

5 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 6

6 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 7

7 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 8

8 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 9

9 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 10

10 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 11

11 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 12

12 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 13

13 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 14

14 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 15

15 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 16

16 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 17

17 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 18

18 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 19

19 酒類の自動販売機の設置内数 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 20

4面

店舗切替画面に戻ります。

店舗切替
1画面

〈店舗の適正な販売管理の確保のための取組状況〉※任意入力項目ですが、入力していたほうがよい場合があります。

項目	状況	達成率	達成率の算出方法
1 店舗本部の業務内容について、年報更新を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	120	□ 達成 □ 未達成
2 店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	121	□ 達成 □ 未達成
1 店舗本部の業務内容、店舗・売場について「店舗改造」は進んでいる。店舗の改善は店舗本部の業務内容に属するPOSシステムの導入を行っている。店舗改造のための業務を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	122	□ 達成 □ 未達成
2 店舗本部で実施したと思われる業務に対して「店舗改造」とは関係ないという一歩進捗を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	123	□ 達成 □ 未達成
1 POSシステムの導入は100%完了している。店舗本部の業務内容、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	124	□ 達成 □ 未達成
2 POSシステムの導入は進捗している。	<input type="checkbox"/> はい	125	□ 達成 □ 未達成
3 店舗本部の業務内容、店舗・売場について「店舗改造」は進んでいる。店舗の改善は店舗本部の業務内容に属するPOSシステムの導入を行っている。店舗改造のための業務を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	126	□ 達成 □ 未達成
4 店舗本部の業務内容、店舗・売場について「店舗改造」は進んでいる。店舗の改善は店舗本部の業務内容に属するPOSシステムの導入を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	127	□ 達成 □ 未達成
店舗本部の業務内容、店舗・売場について「店舗改造」は進んでいる。店舗の改善は店舗本部の業務内容に属するPOSシステムの導入を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	128	□ 達成 □ 未達成

店舗本部の業務内容に代わる責任者の人数: 129 人数: 名

〈店舗本部の業務内容に代わる責任者の氏名・指名の基準〉

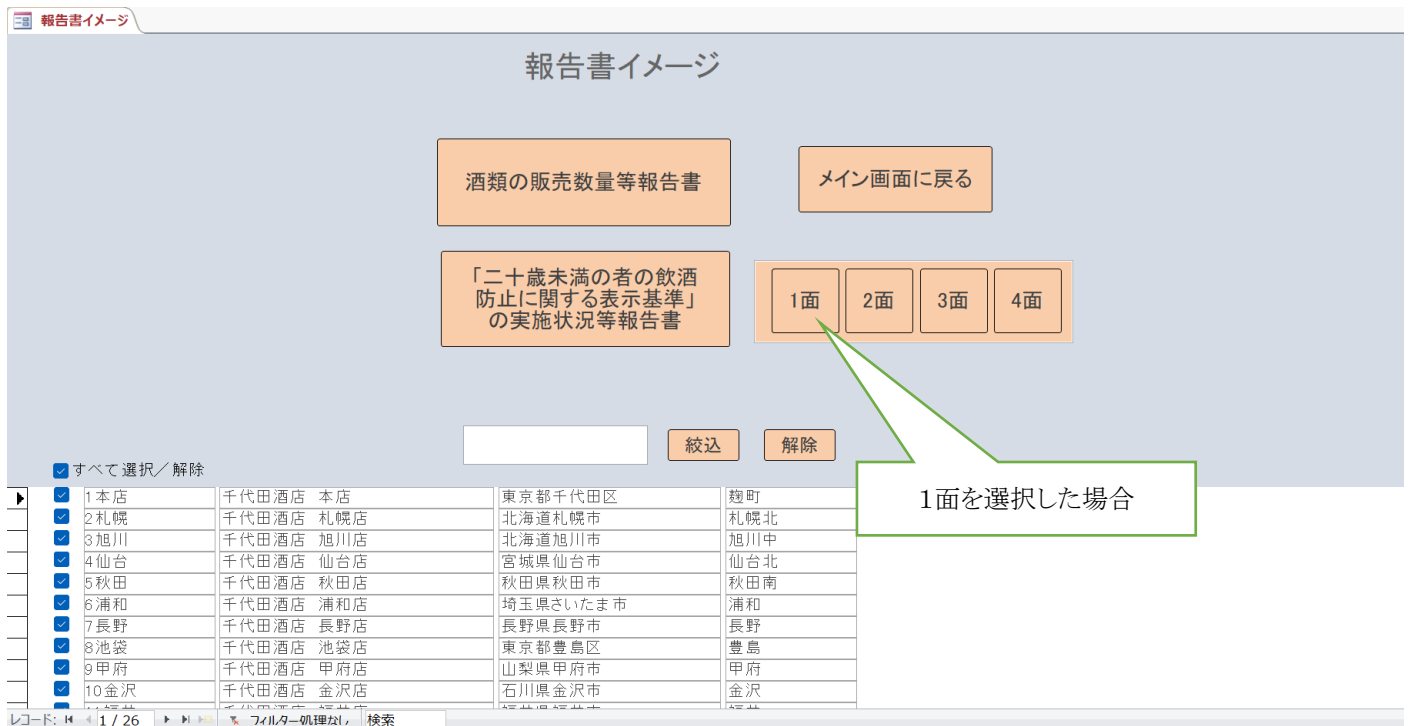
氏名	年齢	性別	指名の基準	氏名	年齢	性別	指名の基準
0	20	男	1	1	21	女	2
1	22	男	3	2	23	女	4
2	24	男	5	3	25	女	6
3	26	男	7	4	27	女	8

(注)「指名の基準」欄には、次の〈責任者の指名の基準〉のいずれかに該当する番号を入力してください。

番号	基準
1	店舗本部が店舗本部に代わり、店舗の業務を行う責任者の氏名を記載します。
2	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。
3	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。
4	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。
5	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。
6	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。
7	店舗本部の業務内容が変更されるための店舗改造、店舗・売場等への改善、POSシステムの導入を行っている。

3面

7.3.2. 面単位での表示



画面左下の切替機能で、店舗を切り換えます。

本店の1面→札幌店の1面→旭川店の1面→・・・→●●●店の1面 という順番に表示されます。

7.3.3. 印刷

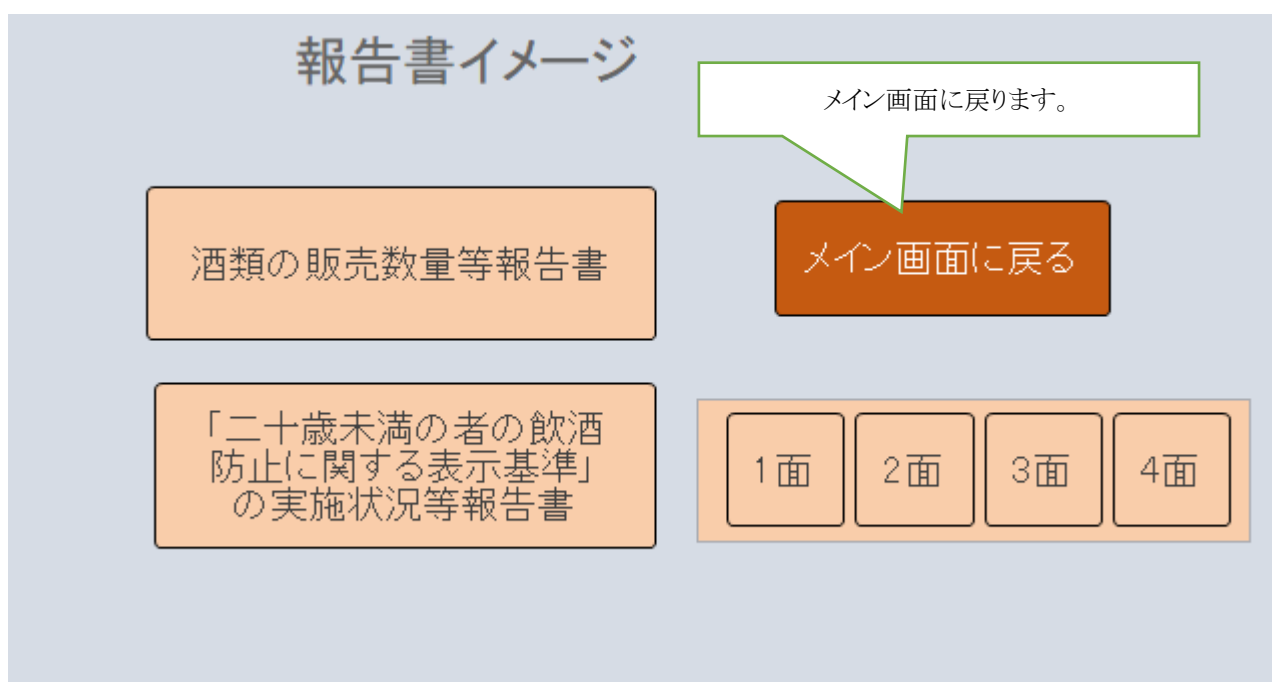
[7.2.2](#)と同様です。

7.3.4. 画面を閉じる

[7.2.3](#)と同様です。

7.4. 画面遷移ボタン

メイン画面に戻ります。



8. e-Tax 送信用利用者ファイル作成

e-Tax 送信用利用者ファイルを作成します。

提出年月日

両報告書

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

酒類の販売数量等報告書

両報告書

メイン画面に戻る

絞込 解除

すべて選択/解除

<input checked="" type="checkbox"/> 1 本店	千代田酒店 本店	東京都千代田区	麹町
<input checked="" type="checkbox"/> 2 札幌	千代田酒店 札幌店	北海道札幌市	札幌北
<input checked="" type="checkbox"/> 3 旭川	千代田酒店 旭川店	北海道旭川市	旭川中
<input checked="" type="checkbox"/> 4 仙台	千代田酒店 仙台店	宮城県仙台市	仙台北
<input checked="" type="checkbox"/> 5 秋田	千代田酒店 秋田店	秋田県秋田市	秋田南
<input checked="" type="checkbox"/> 6 浦和	千代田酒店 浦和店	埼玉県さいたま市	浦和

8.1. 提出年月日を入力

カレンダーアイコンが表示されます。日付を選択してください。

提出年月日

2025/04/09

2025年 4月

日 月 火 水 木 金 土

30 31 1 2 3 4 5

6 7 8 9 10 11 12

13 14 15 16 17 18 19

20 21 22 23 24 25 26

27 28 29 30 1 2 3

4 5 6 7 8 9 10

今日(I)

両報告書

メイン画面に戻る

絞込 解除

8.2. ファイル作成店舗の選択

7.1. と同様です。

(注) 作成対象店舗が多い場合は処理に時間がかかります。店舗数が多い場合は、一度での作成はおおむね100店舗までとし、複数回に分けて作成することを推奨します。

8.3. 出力ファイルの指定

出力ファイルを選択ボタン（ラジオボタン）で指定します。

The screenshot shows the 'e-Tax送信用利用者ファイル作成' (e-Tax Submission User File Creation) screen. At the top, the submission date is set to '令和7年4月30日'. A red box highlights the radio button selection area where '両報告書' (Both Reports) is selected. Below this are buttons for '両報告書' and 'メイン画面に戻る'. At the bottom, there is a table of selected stores with checkboxes for selection/deselection.

店舗番号	店舗名	本店	所在地	支店名
1	本店	千代田酒店 本店	東京都千代田区	麹町
2	札幌	千代田酒店 札幌店	北海道札幌市	札幌北
3	旭川	千代田酒店 旭川店	北海道旭川市	旭川中
4	仙台	千代田酒店 仙台店	宮城県仙台市	仙台北
5	秋田	千代田酒店 秋田店	秋田県秋田市	秋田南
6	浦和	千代田酒店 浦和店	埼玉県さいたま市	浦和
7	長野	千代田酒店 長野店	長野県長野市	長野

8.3.1. 両報告書

『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」と「酒類の販売数量等報告書」のファイルを同時に作成します。任意の場所に保存してください。

This is a detailed view of the 'e-Tax送信用利用者ファイル作成' screen. The submission date is '2025/04/30'. The '両報告書' radio button is selected. Below are buttons for '両報告書' and 'メイン画面に戻る'. At the bottom, there are buttons for '絞込' (Filter) and '解除' (Cancel).

8.3.2. 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」のファイルを作成します。任意の場所に保存してください。

e-Tax送信用利用者ファイル作成

提出年月日

両報告書
 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
 酒類の販売数量等報告書

8.3.3. 酒類の販売数量等報告書

「酒類の販売数量等報告書」のファイルを作成します。任意の場所に保存してください。

e-Tax送信用利用者ファイル作成

提出年月日

両報告書
 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
 酒類の販売数量等報告書

8.4. 画面遷移ボタン

メイン画面に戻ります。

e-Tax送信利用ユーザーファイル作成

提出年月日 2025/04/30

両報告書
 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
 酒類の販売数量等報告書

両報告書 メイン画面に戻る

絞込 解除

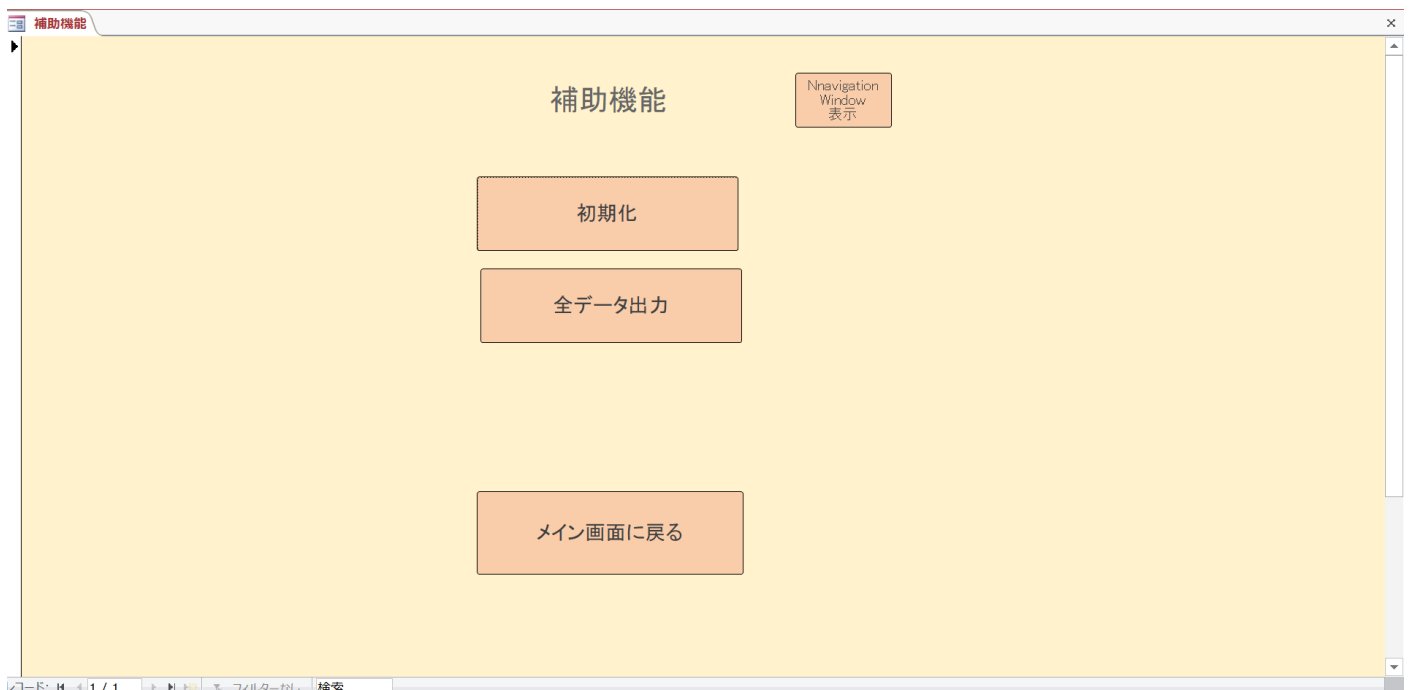
メイン画面に戻ります。

9. e-Tax ソフトへの取込・送信

「販売数量報告書等作成補助ツール 利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」の「5. e-Tax ソフトへの取込・送信」を参照してください。

10. 補助機能

データの初期化と、全データ出力ができます。



10.1. 初期化

一括入力フォームの情報を含むすべてのデータを初期化します。
 あらかじめ、全データ出力機能でデータのバックアップをとることを推奨します。



「はい」をクリックすると初期化を実行します。

10.2. 全データ出力

ツール内のデータを一括入力データ（入力用テーブル）の形式で出力します。任意の場所に保存してください。

ID	店名	千代田酒	住所	売上	小売業	時間	曜日	備考			
5	1本店	11111111	千代田酒 100-8978	東京都千 03-0000-(麹町)	1234.56	1234.56	小売業(卸小売業を含む)	24時間	なし	1:一般酒飯店(酒屋、酒類専門)	
6	2札幌	11111112	千代田酒 001-0031	北海道札 011-000-(札幌北)	500	500	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	1000	2:コンビニエンスストア	
7	3旭川	11111113	千代田酒 078-8504	北海道旭 0166-00-(旭川中)	60	60	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	1000	3:スーパーマーケット	
8	4仙台	11111114	千代田酒 980-8402	宮城県仙 022-000-(仙台北)	3000	2000	小売業(卸小売業を含む)	24時間		4:百貨店	
9	5秋田	11111115	千代田酒 010-8622	秋田県秋 018-000-(秋田南)	5000	3000	小売業(卸小売業を含む)	24時間		5:1~4以外の量販店(ディスカ)	
10	6浦和	11111116	千代田酒 980-8402	埼玉県さ 048-000-(浦和)	300	300	小売業(卸小売業を含む)	24時間		6A:業務用卸主体店	
11	7長野	11111117	千代田酒 330-9590	長野県長 026-000-(長野)	20000	20000	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2100	6B:ホームセンター・ドラッグス
12	8池袋	11111118	千代田酒 380-8612	東京都豊 03-0000-(豊島)	540	540	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	800	2300	6C:その他生活協同組合、農
13	9甲府	11111119	千代田酒 171-8521	山梨県甲 055-000-(甲府)	100	100	小売業(卸小売業を含む)	24時間			6C:その他生活協同組合、農
14	10金沢	11111120	千代田酒 400-8584	石川県金 076-000-(金沢)	20	20	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2000	6C:その他生活協同組合、農
15	11福井	11111121	千代田酒 920-8505	福井県福 0776-00-(福井)	200	200	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2200	1:一般酒飯店(酒屋、酒類専門)
16	12名古屋	11111122	千代田酒 910-8566	愛知県名 052-000-(名古屋中)	100	100	小売業(卸小売業を含む)	24時間			2:コンビニエンスストア
17	13岐阜	11111123	千代田酒 460-8522	岐阜県岐 058-000-(岐阜北)	500	450	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2000	3:スーパーマーケット
18	14大阪	11111124	千代田酒 500-8711	大阪府大 06-0000-(東)	600	500	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2200	4:百貨店
19	15西宮	11111125	千代田酒 662-8585	兵庫県西 0798-00-(西宮)	700	550	小売業(卸小売業を含む)	24時間			5:1~4以外の量販店(ディスカ)
20	16広島	11111126	千代田酒 733-8555	広島県広 082-000-(広島東)	800	600	小売業(卸小売業を含む)	24時間			6A:業務用卸主体店
21	17山口	11111127	千代田酒 753-8509	山口県山 083-000-(山口)	900	650	小売業(卸小売業を含む)	24時間			6B:ホームセンター・ドラッグス
22	18高松	11111128	千代田酒 760-0018	香川県高 087-000-(高松)	1000	700	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2000	6C:その他生活協同組合、農
23	19高知	11111129	千代田酒 780-0061	高知県高 088-000-(高知)	1100	750	小売業(卸小売業を含む)	24時間以	900	2200	6C:その他生活協同組合、農
24	20博多	11111130	千代田酒 812-8706	福岡県福 092-000-(博多)	1200	800	小売業(卸小売業を含む)	24時間			6C:その他生活協同組合、農

11. 一括入力データ

「販売数量報告書等作成補助ツール 利用ガイド（準備～e-Tax 送信）」の「1. 一括入力データの準備」を参照してください。